

冬期間の適切な樹木管理のお願い

- 道路に樹木が張り出し、落雪などして事故につながる恐れがあります。
- 民有地等から道路に樹木が張り出さないよう、伐採や枝払いをお願いします。
- 道路上で作業を行う場合はご一報ください。

冬期間には、道路沿いの樹木が雪の重みで道路上に倒れたり、枝が落ちたり、落雪するなどして交通事故などの大きな事故につながる可能性があります。

車両や通行者の安全確保のために、道路管理者としても適切なパトロールを行ってまいりますので、**道路に接する民有地等に樹木を所有している方も、樹木を適切に管理していただきますようお願いいたします。**

◆管理の方法

所有する樹木が道路を覆ったり、道路に張り出したりすることのないよう、**伐採や枝払い等**を行って下さい。

また、立ち枯れした樹木は、雪の重みで倒木の可能性が高く、危険ですので確認と対応をお願いします。

管理が適切に行われず、道路法の禁止行為にあたる場合は、道路管理者が樹木の移転や伐採命令を出す場合があります。



◆所有者等の管理責任

管理が適切に行われなかったことにより事故が発生した場合は、**樹木の所有者等は責任を問われることがあります。**

また、場合によっては、賠償責任が発生します。

